

## 死刑廃止に向けての総会決議

死刑制度は、それ自体の残虐性、誤判によって無実の人が処刑される危険性、個人の尊厳の根源たる生命の尊重を重視する人権意識の高まりの中で、死刑制度を廃止する国家が増えこそすれ減ることはないという世界的潮流等に鑑みて、もはや我が国においても廃止すべき時期を迎えているものである。

そして、死刑制度の廃止と共に代替刑としての最高刑を導入すること、死刑制度の廃止と並行して、犯罪によって重大な被害を受けた被害者及びその遺族に対するさらなる支援の拡充が行われるべきである。

弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とし、その使命に基き、社会秩序の維持及び法律制度の改善に努力しなければならない（弁護士法第1条）。個々の弁護士が、個々の事件において、刑事弁護人としてあるいは犯罪被害者ないしその遺族の代理人として、それぞれ最善を尽くし活動することは当然であるが、死刑制度のような国民の人権に大きな影響を及ぼす法律制度について、看過しがたい重大な人権問題が存在する場合には、個々の弁護士の活動による法律制度の改善には限界があり、弁護士の団体である弁護士会が、国会や政府に対し、その意見を表明し、制度の廃止等を求め、あわせて国民にその意見を伝えることは、弁護士会としての責務である。そのことと、個々の弁護士が、それぞれの立場において、目前の依頼者のために全力を尽くすことは、なんら矛盾するものではない。

当会は、会員間における真摯な議論を経て、本決議を採択するに至ったものであり、今後も、日本国憲法の定める個人の尊厳と基本的人権を擁護し、社会正義を実現するために尽力する。

## 第1 決議の趣旨

当会は、国会及び政府に対し、

- 1 死刑制度を廃止すること
- 2 死刑制度を廃止するまでの間、死刑の執行を停止すること
- 3 死刑制度を廃止すると共に、仮釈放のない絶対的終身刑も含めた代替刑の議論を深めた上で、死刑に代わる最高刑を導入すること
- 4 遺族を含む犯罪被害者に対する支援のさらなる拡充を行うことを求める。

## 第2 決議の理由

- 1 死刑制度の廃止について

### (1) 死刑の根本的な問題について

人にとって生命（権）が重要な権利であることは言うまでもない。日本国憲法においても、生命は個人の尊厳に基づき、人格権や幸福追求権を支える根底にある利益として保障されている（憲法第13条）。かかる生命を国家刑罰権の行使により奪うことは、甚だしい苦痛や恐怖を伴うという点にとどまらず、現在の世界的な人権意識や、死刑廃止国の増加傾向に鑑みると、国家が生命を奪う死刑制度自体が、憲法第36条の禁ずる「残虐な刑罰」に該当するとの意見も有力であり、その残虐性は看過できるものではない。

日本弁護士連合会（以下、「日弁連」という。）においても、平成28年10月7日に開催された第59回人権擁護大会において、「死刑制度の廃止を含む刑罰制度全体の改革を求める宣言」を採択し、今日に至るまで、死刑制度の廃止を目指し活動を行っている。

そもそも、犯罪の原因として、家庭、経済、教育、地域等における様々な環境や差別が要因となっていることが多い。刑罰制度の目的としては、第一

に犯罪に対する応報という観点が存在することは否定できないが、改悛の情を取り戻すことによる人間性の回復と改善更生の実現ということも重要な意味を持つ。

死刑が生命権を剥奪する残虐な刑罰であると共に、応報思想の下に犯罪者の排除や一般威嚇に偏重し、更生や教育（刑務所内で被害者・遺族に思いを致して内省を深めることも含め）という観点が抜け落ちていることは、刑罰の目的や社会的意義からしても問題であると言わざるを得ない。

## (2) 死刑とえん罪・誤判の危険性について

また、死刑制度に関してはえん罪の問題を避けて通ることはできない。

我が国ではこれまで、死刑が確定した4つの事件（免田事件・財田川事件・松山事件・島田事件）について、再審無罪判決が出ていた。仮に、えん罪によりその人の生命を奪うことになってしまうと、それは取り返しのつかない極めて重大な人権侵害であり、およそ容認できない不正義であることは明らかであろう。

それに加え、令和6年9月26日、静岡地方裁判所は、死刑判決が確定していた袴田巖氏に対する再審請求事件につき、再審による無罪判決を言い渡し、これに対して、検察が上訴権を放棄し、無罪が確定した。

袴田事件は、信用性の乏しい証拠によって死刑判決が下された極めて重大な死刑えん罪事件の5例目となる事件で、事件が発生してから無罪確定までに実に58年もの月日を要していることにも鑑みると、袴田氏に対する死刑が執行されなかったのは、制度上、偶然によるものに過ぎなかったといっても過言ではない。

このように、現実に死刑制度を存置することの帰結として、「えん罪による死刑執行」という取り返しのつかない危険が常について回ることは否定しがたい。

死刑制度を存置するということは、誤判による死刑執行のリスクを事実

上許容していることと同義であることを私たちは司法に携わる者として重く受け止める必要がある。

さらに、死刑と無期拘禁（懲役）との間には越え難い質的な境界があり、量刑判断の面でも不当な判断があってはならないが、我が国では死刑と無期拘禁（懲役）を分かつ明確な基準が存在しないため、裁判員裁判による死刑判決が控訴審において破棄された例や、一審で死刑判決を受けた主犯が控訴審で無期懲役となったのに対して、控訴しなかった共犯者は一審の死刑判決が確定した例もあり、量刑面でも不当・不公正と考えられる事案が存在することが明らかとなっている。

### （3）死刑廃止が世界的な潮流であることについて

死刑廃止は世界的にも大きな潮流であり、死刑廃止国（10年以上死刑を執行していない事実上の廃止国を含む。）は145か国であるのに対して、死刑存置国は54か国であって、世界の3分の2は死刑を廃止ないし死刑の執行を停止している。先進国の中で死刑を存置しているのは日本とアメリカであるが、近年そのアメリカも1年に1州が死刑を廃止している傾向にあり、50州のうち23州が死刑を廃止し、3州が死刑の執行を停止しており、死刑の廃止ないし執行の停止が過半数を超える（令和6年12月31日現在）。

また、日本を含む死刑制度存置国に対しては、国際連合人権理事会から、死刑廃止を視野に入れて死刑執行を停止するようこれまで幾度となく勧告がなされている。

これらは、個人の生命というものを可及的に尊重し、また、原則として、国家がその構成員である国民の生命に対する権利を奪うことについて消極的でなければならないという立憲主義の理念の表れであると思料される。

これに対し、その国にはその国ごとの歴史や文化、国民感情があるのであり、他国の潮流は我が国の死刑制度の議論には資するものではないという論調を目にすることもあるが、個人の生命の根源的な価値は、近代立憲主義を

標榜する民主主義国家においては普遍的なものである。死刑制度を存置する我が国の人権意識や立憲主義に対する考え方が、国際社会における人権保障の水準に照らして、どのように受け止められているかについても真摯に考えるべきときが来ている。

## 2 絶対的終身刑の導入について

### (1) 死刑に対する世論について

我が国においては、死刑制度に賛成する世論が根強いことが指摘されている。実際に、令和6年に内閣府が実施した世論調査（3000名中1815名が回答）の結果では、「死刑は廃止すべきである」との意見は16.5%にとどまるのに対し、「死刑はやむを得ない」との意見は83.1%に上る。しかしながら、これらの回答者のうち、34.4%は「状況が変われば将来的に廃止してもよい」としており、また、仮釈放のない終身刑が新たに導入されるのであれば、「死刑を廃止する方がよい」と回答した者は37.5%である。このような結果から、世論は死刑廃止に絶対的に反対ということではなく、死刑廃止について条件次第では賛成するという立場が一定数存在するのである。

### (2) 代替刑としての終身刑導入について

既に述べているとおり、死刑制度は廃止すべきではあるものの、上述したような国民の世論はもとより、犯罪により重大な被害を被った被害者やその遺族の処罰感情についても、これを軽視することはできない。犯罪により生命を奪われた場合、失われた生命は二度と戻ってこない。遺族が厳罰を望むのは無理からぬことである。

しかしながら、我が国においては、死刑の次に重い刑罰は無期拘禁（懲役）刑となっている。実質的には近年、終身刑化していると指摘されてはいるものの、仮釈放による社会復帰の可能性がある無期拘禁（懲役）刑と死刑との間の質的な差は、依然として大きいものである。

そこで、死刑を廃止するに当たり、原則として仮釈放のない絶対的終身刑を死刑に代わる最高刑として導入することも十分視野に入れて、国民に適切な代替刑のあり方についての議論を喚起した上で、適切な代替刑を導入することが必要であると考えます。

もっとも、日弁連は、令和4年に「死刑制度の廃止に伴う代替刑の制度設計に関する提言」を発出し、死刑制度を廃止し、それに代わる最高刑として終身刑の導入を提言しているが、ここでの終身刑は、改悛の情が顕著に認められるなど一定の要件を満たす受刑者については、無期刑に減刑することにより、仮釈放の余地を残すものとなっている。かような相対的終身刑では現行の無期拘禁（懲役）刑と大差のない運用となることも懸念されることや、前述の世論調査からしても、国民感情として絶対的終身刑を採らなければ死刑廃止を肯首するには至らないと思われることに鑑みても、原則として仮釈放の余地のない絶対的終身刑を導入することが、より被害者遺族に配慮した制度になり国民にも理解が得られやすいものと考えられる。他方で、絶対的終身刑の導入には慎重な意見も存することから、国際人権規約B規約（自由権規約）第7条（何人も、残虐な、非人道的な刑罰を受けないこと等を定めた規定）及び第10条（自由を奪われたすべての者は、人道的にかつ人間の固有の尊厳を尊重して取り扱われること、行刑は被拘禁者の矯正及び社会復帰を基本的な目的とする処遇を含むこと等を定めた規定）の趣旨を考慮に入れた上記の日弁連の提言も選択肢の1つとして俎上に載せた上で、国民の間における具体的な代替刑の議論を喚起し、深めていくことが必要である。

### 3 被害者支援制度のさらなる拡充について

死刑制度を廃止する一方で、大切な家族を犯罪により奪われた被害者遺族に対しては、「個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利」（犯罪被害者等基本法第3条）が確保されるべく、各種支援のさらな

る拡充が図られなければならない。

平成16年に成立した同基本法は、被害者遺族を含む犯罪被害者（以下「犯罪被害者等」という。）への支援が国の責務であると定め（同法第4条）、犯罪被害者等が被った損害の回復や経済的支援等に関しては、刑事和解制度や損害賠償命令制度の創設、犯罪被害給付制度の改正等により、一定の前進が見られていたが、まだまだ犯罪被害者等が被った経済的損害が十分に回復されているとは言い難い状況であった。また、犯罪被害者等に対しては、重大事件であるほど、捜査機関による事情聴取への同行、取材対応、示談対応など、弁護士による様々な法的支援が不可欠となるが、弁護士の費用に関する公的な援助制度は、刑事裁判における国選被害者参加弁護士制度や日弁連の犯罪被害者法律援助事業等にとどまっており、極めて限定的となっていた。

もともと、令和6年に「犯罪被害給付制度の抜本的強化に関する有識者検討会」において取りまとめられた提言を踏まえ、遺族給付基礎額、休業加算基礎額及び障害給付基礎額の最低額を引き上げるとともに、遺族給付基礎額の算定における加算額を新設する政令改正がなされた。さらに、犯罪発生直後から犯罪被害者等が原則として公費によって弁護士による包括的かつ継続的な法的支援を受けられる犯罪被害者等支援弁護士制度が導入され、令和8年1月13日から開始されたことにより一定の改善が期待されている。

しかしながら、国による犯罪被害者等に対する支援制度がまだまだ甚だ不十分であることは否定できないのであり、犯罪被害者等の支援については、その苦悩を社会全体で共有し、経済面だけでなく精神面においても、一層充実した支援制度を整備・拡充することが国及び私たち弁護士も含めた社会全体の責務である。

#### 4 結論

以上のとおり、死刑制度には重大な問題があるため、速やかに廃止されなければならない。廃止までの間、死刑の執行は停止されなければならない。

また、それと共に、死刑に代わるべき適切な代替刑が導入される必要がある。  
さらに、死刑制度の廃止と並行して、遺族を含む犯罪被害者に対する経済的・精神的支援のさらなる拡充も進めていかなければならない。  
よって、当会は、決議の趣旨記載のとおり、決議する。

以上

2026（令和8）年2月28日

長野県弁護士会総会決議

総会決議の内訳

出席会員数207名（うち議長は議決権を行使せず）

賛成131票　反対56票　棄権16票　不明3